

第十四期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会

【資料】

○確認事項

第十四期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録（案）・・・・・・・・・・ P 1～P 13

○報告事項

- 1 令和5年10月16日に発覚した「平成29年度 国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託」における
個人情報流出について・・・・・・・・・・ P 14～P 17
- 2 区政情報開示請求に対する却下決定の報告・・・・・・・・・・ P 18～P 19
- 3 「足立区個人情報保護評価委員会（PPAC）」の実施状況の報告・・・・・・・・・・ P 20～P 29
- 4 特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検の報告・・・・・・・・・・ P 30～P 32

令和7年3月24日（月）
中央館8階特別会議室

【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会 議 名	第十四期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事 務 局	政策経営部 区政情報課		
開催年月日	令和6年7月10日 (水)		
開催時間	午前10時01分 ～ 午前10時48分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	粉川 一郎 委員	面川 典子 委員
	水町 雅子 委員	くぼた 美幸 委員	水野 あゆみ 委員
	岡田 将和 委員	鈴木又右衛門 委員	國井 幹雄 委員
	坂田 誠 委員	山口 正弘 委員	上 茂之 委員
	川崎 博章 委員	森崎 健一 委員	
欠 席 者	松井 加奈絵 委員	はたの 昭彦 委員	
会議次第	別紙のとおり		
資料	○確認事項 1 第十三期・第8回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録 (案)		
	○報告事項 1 「足立区個人情報保護評価委員会 (P P A C)」の実施状況の報告		
	2 令和5年度の運用状況の報告		
その他			

(審議経過)

1 開 会

○山根区政情報課長 それでは、定刻になりましたので、本日はお忙しい中、足立区情報公開・個人情報保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、審議に入るまでの進行之務めさせていただきました。次回の審議会の際に改めてご紹介をさせていただきますと存じます。

次に、区内各団体の代表者の委員をご紹介させていただきます。

公益社団法人足立法人会の会長であらせられます鈴木委員でございます。

足立区町会・自治会連合会副会長であらせられます國井委員でございます。

足立区民生・児童委員協議会会長職務代理であらせられます坂田委員でございます。

足立区立小学校PTA連合会副会長であらせられます山口委員でございます。

最後に、公募による区民委員の方々をご紹介させていただきます。

上委員でございます。

川崎委員でございます。

森崎委員でございます。

2 委 嘱 紹 介

○山根区政情報課長 次に、審議会の委員の皆様方のご紹介をさせていただきますと思います。

最初に、学識経験者の方々からのご紹介をさせていただきます。

國學院大学法学部教授の川合委員でございます。

続きまして、武蔵大学社会学部教授の粉川委員でございます。

オンラインで参加いただいております弁護士の方川委員でございます。

続きまして、弁護士の水町委員でございます。

松井委員につきましては、本日も欠席ですので、次回の審議会の際に改めてご紹介させていただきますと思います。

続きまして、区議会から選任されました委員の方々をご紹介させていただきます。

くぼた委員でございます。

水野委員でございます。

岡田委員でございます。

本日、はたの委員はご欠席ということでございますので、次回の審議会の際に改めてご紹介をさせていただきますと存じます。

次に、区内各団体の代表者の委員をご紹介させていただきます。

公益社団法人足立法人会の会長であらせられます鈴木委員でございます。

足立区町会・自治会連合会副会長であらせられます國井委員でございます。

足立区民生・児童委員協議会会長職務代理であらせられます坂田委員でございます。

足立区立小学校PTA連合会副会長であらせられます山口委員でございます。

最後に、公募による区民委員の方々をご紹介させていただきます。

上委員でございます。

川崎委員でございます。

森崎委員でございます。

以上で委員のご紹介を終わらせていただきます。

今期は、本日も欠席されている委員2名の方を含めまして16名の委員で審議をいただきますと存じます。任期につきましては、令和8年6月までの2年間ということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事務局の職員を紹介させていただきますと思います。

本審議会は、情報システム課と区政情報課の両課が事務局を務めさせていただいております。

初めに、本審議会の幹事、政策経営部長の勝田でございます。

【以下事務局職員紹介】

○山根区政情報課長 それでは、会議資料の確認に移りたいと思います。本日の資料につきましては、審議会の次第、審議会委員の名簿、事前に郵送させていただきました第十四期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会資料の3点になります。ご不足の資料がございましたら係にお申しつけください。

それでは次に、定足数の確認をさせていただきます。審議会が成立するために、審議会条例第5条第1項の規定により、委員の過半数の出席が必要となります。本日は委員16名のうち14名のご出席をいただいております。定足数の過半数を超えておりますので、本審議会は成立してまいります。

3 会長及び副会長選任

○山根区政情報課長 続きまして、今回は第1回目の審議会となりますので、改めて審議会の会長を選出していただく必要があります。

審議会条例第4条第1項の規定によりまして、委員の皆様のご互選によって会長を選出していただくこととなっておりますが、よろしいでしょうか。

【事務局一任】と呼ぶ者あり】

○山根区政情報課長 ありがとうございます。ただいま「一任」という声がございましたので、私もから提案をさせていただきます。と思っています。

事務局としては、大変僭越ではございますが、第十三期の審議会において会長を務めていただきました川合委員に会長職をお願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。(拍手)

○山根区政情報課長 ありがとうございます

す。拍手をいただきましたので、川合委員を選出させていただきますと存じます。

それでは、川合会長からご挨拶を頂戴させていただきます。よろしくお願いいたします。

○川合会長 ただいま会長を拝命いたしました國學院大学の川合でございます。

皆様には引き続きご尽力賜りたく、どうぞよろしく願ひいたします。(拍手)

○山根区政情報課長 川合会長、ありがとうございます。

次に、副会長の選出をお願いしたいと思います。ここは川合会長に進行をお任せさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしく願ひいたします。

○川合会長 ありがとうございます。審議会条例第4条第1項の規定によれば、副会長は委員の互選により選出することとなっております。この点、皆様のご意見はいかがででしょうか。

【「異議なし」「会長一任」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。「異議なし」、あるいは「会長一任」というお言葉を頂戴いたしました。ほかにご意見等が特にございませんようでしたら、ここまで引き続き学識経験者として審議会にご尽力いただいております粉川委員に副会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。(拍手)

○川合会長 ありがとうございます。拍手を頂戴し、「異議なし」ということかと存じますので、副会長を粉川委員にお願いさせていただきます。思います。

粉川副会長からご挨拶を頂戴できればと思います。

○粉川副会長 着座で失礼いたします。武蔵大学の粉川でございます。

長年こちらの審議会には関わってまいり

ましたが、微力ですが、今後も川合先生をお助けできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○山根区政情報課長 それでは、開会に移りたいと思います。

第十四期第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会を開会させていただきたいと思

います。
本日の審議項目は、お手元の次第のとおり、確認事項が1件、報告事項が2件でございます。

なお、確認事項の内容は、前回分の審議会
の要録でございます。

また、審議を行う上でのお願いが1点ございます。ご発言する際には、お手元にございますワイクのスイッチを入れてからご発言をお願いいたします。発言が終わりましたらワイクのスイッチをお切りください。

オンラインでご参加の委員の方々は、発言がある場合は挙手ボタンを押していただければと思います。

以後の議事進行につきましては川合会長
にお願いしたいと思います。よろしくお願

いいたします。
○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。まず本審議会の審議ですが、基本的にこれを公開により行うこととしたいと思います
が、よろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきたいと思います。

4 確認事項

第十三期・第8回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)

○川合会長 では、次に移りたいと思います。

先ほど事務局からご説明がありましたとおりで、本日は確認事項が1件、報告事項が2件となっております。

初めに、十三期・第8回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認を行いたいと思

います。
こちらの要録は、審議会要録(案)という表題で事前に郵送させていただきました資料の1ページ～11ページまでつづっております。これについて、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。
特にございませんでしょうか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○川合会長 ありがとうございます。特にご意見等ないということでしたら、こちらの要録を第十三期・第8回情報公開・個人情報保護審議会要録とすることにご異議ありませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのように決定したく思います。

5 報告事項

(1)「足立区個人情報保護評価委員会(P
PAC)」の実施状況の報告

○川合会長 では、次に報告事項に移ってまいりたいと思います。

まず報告1点目でございます。最初に、資料の12ページになります。「足立区個人情報保護評価委員会(PPAC)」の実施状況の報告」についてでございます。

区政情報課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 区政情報課長の山根でございます。

個人情報保護評価委員会を開催いたしましたので、そちらの実施状況について報告さ

せていただきます。

こちらの個人情報保護評価委員会と申しますのは令和5年度から開催しております。令和4年度まで、3月30日までは当審議会のほうで、いろいろな委託の案件ですか、そういうものを審議させていただきましたけれども、個人情報保護法が自治体にも適用されることになりましたので、内部の個人情報保護評価委員会という形を立ち上げまして、そちらの中で安全管理措置などを審議させていただくということで進めておるところでございます。

こちらの12ページをご覧くださいければと思うのですが、委員構成等はこのような形の内容になっております。専門のアドバイザーの方々が入って、技術的な面ですか法的な面についてもご助言を頂いて、委託の内容が安全なのかどうかということを確認しております。

今回の報告の内容は、3月、4月、5月と毎月開催しておりますけれども、こちらの内容になります。

1枚おめくりいただきますと、第12回、令和6年3月の案件について、こちらの中で評価をさせていただいております。

最初の案件でございますが、こちらは生活保護の被保護者の方々の金融機関の関係先調査に関して、預金調査の照会システムの導入ということでございます。

こちらにつきましても、従来紙で金融機関に調査をしていたものを、電子データで銀行に調査を行うというような形の仕組みでございます。既に審議会でも提出させていただきまして、納税課で導入している案件でございます。

こちらについては、安全性のところとか技術的な面のところ、主な意見としましては、右手のほうに書いてあるような形の意見が

出ておりました。技術的な内容の評価については、Aに評価ということで検討させていただきました。

続きまして、2番目がクラウド予約システムの利用契約ということで、江北保健センターが改装しておりましたが、そちらで実施する教室の予約をオンラインで行うというものにつきまして、こちらについても評価はA評価ということにさせていただいております。

それから4月は、案件としましては3件ございます。

1件目が、学校ICT推進課が導入を進めておりますOffice 365 Educationという学校向けのアプリの件でございます。こちらもクラウド上にデータが残るということになりますので、保護評価委員会にかけさせていただいたものでございます。

ログの確認とかログのチェックを定期的に行うこととか、セキュリティの部分で学校側にこちらのほうの運用が委ねられているというところがありますので、教育委員会の方でもこういうふうな形についてしっかりと確認ができるようにということで、その意見がつきましてA評価という形になっております。

2番目が、定額減税が今年の6月から実施しておりますけれども、そちらについて支援の支給事務の委託でございます。こちらはコールセンターとか、その間のデータのやり取りとかをクラウドで行うことにつきまして、この委託のところのものについて評価をさせていただきました。

意見としましては、足立区が用意しておりますオンラインストレージサービスがございます。こちらが「あだちらいぶ」ということで我々は区として契約しておりますので、そちらを利用して安全性の確保に努めて

もらいたいということが意見としては出されております。

それから、データのやり取りが多いということなので、どれぐらいの件数をいつ送ったかということについても記録をしっかりと取ってほしいということが附帯の意見としてつきまして、こちらも内容としてはAということ、実際に今運用を進めております。

3 番目が、こども支援センサーげんきで行っておりますペアルセント・メンター事業というものがございいますけれども、相談事業について委託を行うことについて、相談記録を作成するというものでございます。

こちらは従来から行っているものもあるのですが、新たに業務の仕方を変えたということになりますので、もう一度確認して個人情報情報がしっかりと保たれるようにということで、案件としては出されているものでございます。こちらも確認しまして、A評価ということになっております。

1 枚おめくりいただきますと、15 ページには封筒印刷・封入封緘業務についても国民健康保険課から出されておりましたが、こちらについては従来からのやり取りのところはデータのやり取りがプラスされるということなので、こちらは評価しておりませんが、安全隔離措置が十分だということで確認をさせていただきます。

続きまして、16 ページでございます。5 月に開催しました委員会の案件でございます。予防接種の予診の内容点検とパンチ業務の委託ということでございます。予診票が戻って来たときの入力につきまして区で入力を行っておりますが、これを委託で行いたいということでございます。

予診票の枚数確認が必要ということとか、情報システム課では書類の受渡しのとときに束の表面に枚数とかを記入しているの、同

じやり方で管理を進めてもらいたいということにつきまして、こちらも評価としてはA評価となっております。

続きまして、ICTを活用しました認知症早期発見・ブッシュ型介護予防事業ということで、デジタルプラットフォームを構築するというところで、高齢者地域包括ケア推進課から提出されたものでございます。

認知症の早期発見・予防を目的としましてデジタルプラットフォームを構築するということを、今、高齢者地域包括ケア推進課で進めております。アプリを活用しました認知症の早期発見、それからブッシュ型の介護予防のアプリを導入させていただくようなものでございます。複雑なことにはなっておりますが、個人情報がどのように渡っていくのか、どこに保管されていくのかというものを明確にするということを、こちらの委託の中では設けさせていただいております。

それから、認知症というセンシティブな情報を取り扱うということがございますので、委託事業者だけではなくて、区の内部の不正利用とかを防止するためのルールを定めるべきだというご意見もいただきました。

こちらもしっかりとそのような形が取り計らえるような形ということで、所管のほうで承っているところでございます。こちらもA評価ということでございます。

上記のものに併せまして、3 番目は事業参加者向けの高齢者に対してですけれども、スタートアップの無償貸与業務委託という形がございます。

上記の事業に参加するにも、スタートアップを持っていらつしやらない高齢者の方々に、こちらを貸与して参加していただくという形になります。数は限定的なのですけれども、貸与したものについてどのような形で扱

われるのかということについて、スマートフォンが犯罪に転用されないような対策ですとか、紛失ですとかそういうことを未然に防ぐようなことを附帯意見としてつけられて、先生方からも評価をさせていただいてるところでございます。こちらでもA評価というところでございます。

続きまして、クラウド型学校図書館蔵書管理システムの導入ということでございまして、教育政策課から提出されております。

学校図書館につきましては、従来は学校ごとにシステムのサーバーを置いて管理をしているというような状況でございます。これを統合型のクラウドのところで管理をしていくというような形で、全校の管理の状況が一緒に行われるような形になっていくというようなものでございます。児童・生徒のタブレットから自校の蔵書の検索が可能という形になるということ。それから、貸出し情報についても一括で管理ができるという形の仕組みでございます。

事業概要書の中に「卒業処理」というのがあって、その部分についての記載の変更が必要だということが附帯の意見としてはついております。卒業後の子どもたちの名前ままで残しておく必要はないが、ただ、データとしては残したいということなので、卒業者という形で、どのような資料が以前に見られたのかということを記録として残していくということ、卒業後については氏名とかについてとは削るという形で保管していくということになりました。

もう1枚おめくりいただきますと、17ページでございます。こちらにつきましては、区政情報課で安全管理措置が十分であるというところで確認しましたので、評価委員会の評価の組上にのせなかったものでございます。個人番号カード交付関連業務委託の仕様

変更ということで、こちらは以前に審議会のほうでも諮問させていただいていました「社会保障・税番号制度開始に伴う通知カード及び個人情報カード事務に係る委託」と、「社会保障・税番号の関係についての変更」ということがございましたので、業務委託の仕様の変更ということについては、今回の評価の対象にしないということでございます。

それから、環境政策課でありました害虫駆除委託。

こちらはクビアカツヤカミキリが発生してきて、区のほうで報告があったらそれを除去するというところで、個人宅から情報が来るものですから、その取扱いについてどのような形にするかということで、個人情報を取り扱うということが出てきました。システム上のことを使うわけではなくて、紙で全部やり取りすることでございますので、特に評価委員会のかけるということではなく、安全に管理を進めてもらいたいということについては助言をしております。

3番目が債権者への口座振込時に使用する外部提供手段の変更ということで会計管理室から出ております。

みずほ銀行が利用しております振込みの仕様が変わります。みずほeービジネスサイトというサービスに変更すること、これを会計管理のほうで確認しております。その際に振込先の情報とか、そちらのほうを使うシステムが変わってくるということで、こちらのほうについても評価委員会にかける必要があるかということがありました。

以前の審議会で、「各種支払金の口座振込データ伝送サービスの利用対象の拡大」ということで諮問させていただきましたものが、提供するみずほ銀行のシステムが変わるということでございます。安全管理措置につきましても確認をさせていただいたものです。

ので、こちらについては評価をしないということに進めさせていただいております。

最後が、子どもの健康・生活実態調査ということで、衛生部のところからだの健康づくり課で行っておる事業ですけれども、こちらについても実施についての仕様が若干変わるということがございましたが、子どもの健康・生活実態調査の実施についても審議会のほうでかつて諮問させていただいて、答申をいただいておりますので、評価は必要としないことにさせていただいているものでございます。

私からのご報告については以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。——特にご意見ございませんでしょうか。

特にご意見等ないということでしたら、本件については了承することですよろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、本件は了承することとしたと思います。

（２）令和５年度運用状況の報告

○川合会長 次に、資料 18 ページになります。「令和５年度運用状況の報告」ということでございます。

引き続き所管課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 続きまして、令和５年度の情報公開並びに個人情報保護についての１年間の運用の状況についてのご報告をさせていただきます。

まず資料の 18 ページをお開きいただけれ

ばと思います。令和５年度の情報公開制度の運用状況でございます。

こちらの（１）の表をご覧くださいと思いますが、一番左側の合計欄をご覧くださいければと思います。情報公開の請求につきましては、743 件というのが昨年度の実績でございます。令和４年度が 634 件でございますが、110 件ほど情報開示請求が増えているというような状況でございます。

請求者の人数につきましては、令和４年度と同じような人数ということでございます。

1 枚おめくりいただければと思います。各部別の請求件数でございます。

一番多いところは施設営繕部でございます。268 件ということで、前年度も 253 件ということでございます。こちらは学校ですとか、公共施設関係の営繕工事につきまして、工事設計書の開示請求ということが多いような形になっております。事業者さんからの開示請求ということでございます。

続いて多いものにつきましては、都市建設部の 188 件ということでございます。こちらも同様に、工事設計に関しての開示請求ということが多いところでございます。

20 ページから後は、一覧でどのような開示請求があつたのかという資料をつけさせていただきます。

続きまして、79 ページをお開きいただければと存じます。個人情報保護制度の運用状況でございます。

令和５年度につきましては、先ほど冒頭でもご説明させていただきました個人情報保護法が施行された初年度ということでございます。そのような中で件数としましては、請求件数の一番左側の合計欄をご覧くださいければと思いますが、354 件という形でございます。令和４年度は 435 件ですので、こちらのほうは 80 件ほど下がっているというよ

うな形のものでございます。

1枚おめくりいただきまして、80ページをご覧ください。

部別の件数のところが多いものにつきまして、区民部が215件ということで多い状況でございます。こちらについては住民票の交付申請書ということで、DVの方でほかの方が取られていないかどうかという形の申請が多いような状況になっております。普通の住民票については、請求していただければすぐ取れることで開示請求ということはないものですから、ちよつとイレギュラーなケースなのですけれども、そういうことが多い形で215件ということになっております。

それから、福祉部についても46件となっております。前年が136件でしたので、46件と下がっております。こちらは介護保険等の認定調査書について、今まで開示請求で行っていたところを、所管のほうで、親御さんの介護の認定の状況ですとか、そういうものについては情報提供を行うということで、開示請求ではない手続で行うということがございましたので件数が下がっているという状況でございます。

81 ページ以降は、一覧のところでのようなものがあつたのかということについて出ているものでございます。住民票交付申請書とかの右側に「情報取得の事実がないため」というのが、先ほど申し上げたような形のものになっておりまして、情報が取られたか取られていないかということを確認する方法が開示請求で行われているというのが実態でございます。

続きまして、102 ページをご覧ください。こちらは令和5年度特定個人情報に係る開示請求の運用状況でございます。

特定個人情報とは、マイナンバーが付番されている個人情報になります。主には課税の

申告書ですとか、そういうものが中心になります。5年度につきましては、請求件数は0件という形になっております。4年度は8件という形になっておりませんが、こちらについては件数がないという形になっております。

部別につきましても、先ほど申し上げた区民部の課税課で発生しましたものは令和4年度で8件というものがございましたが、令和5年度についてはないという形になっております。

続いて、104 ページをご覧ください。令和5年度の不服の申立て制度の運用状況でございます。

区政情報の開示請求につきまして、不服の申立ての処理ということがございます。また、行政不服審査法におきまして、行政処分を行ったものについて審査請求を行うときの審査会というものがございます。情報公開・個人情報保護等審査会という、審議会とは別に学識の方と弁護士の方を入れて開催して、内容について行政処分が確からしいのかどうかを確認する審査会がございます。第三者委員会として立ち上げておりますが、こちらの審査会の諮問状況でございます。

昨年度は全部で6件の諮問がございました。1件は審査中ということでございますが、5件については答申を既に終わらせているという状況でございます。内容につきましても、区政情報の開示請求等についての不服だけではなくて、行政不服審査法が多いような状況にはなっております。

続きまして、105 ページをご覧ください。情報公開・個人情報保護審議会の昨年度の承認の状況でございます。

昨年度の会議体の中では2件ございまして、区政情報の開示請求に係る権利の濫用運用ルールを、この審議会でも昨年度ご審議い

いただきました。こちらについて決定したという内容でございます。

それから、ルール変更に伴いまして、情報公開の運用の手引きを変更したということが昨年の状況でございます。

私からは以上でございます。

○川合会長　ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、何かご意見等ありましたらお願いいたします。

○岡田委員　委員の岡田です。よろしく願います。

2点ありまして、1点目なのですが、先ほど個人情報保護制度の運用状況、79 ページで、区民部のほうへ215 件、離婚してDV など、そういう被害が起きないように、自分の個人情報とかが出ていないかというような開示請求がされているというお話があつたのですけれども、実は私の友人からも、ご離婚されて、旦那さんにあまり自分の住民票とかを知られたくないというご相談がありまして、確認したところ、警察に一回相談をして、警察からのそういう書類がないと開示を止められないというお話も聞いたのですが、確認したいのは、これはもつと手厚くしたほうがいいんじゃないかなと非常に感じたのですけれども、皆さんは直接窓口に来て確認を取られているのか、プロセスなどところと、そのあたりを教えてください。○山根区政情報課長　まず、その対象とか、DV を受けている方たちについては、住基のところの窓口でご相談ということではなくて、開示請求の処理のところについては、我々の区政情報課のほうに申請に来ていただいて、そこで処理を行って、住民記録のほうからその結果を我々が頂いて、それについてお渡しするという形を取っています。ですので、そもそもその方が住民記録の窓口のところの開示請求を行いたいというふうに

言うわけではない形になっております。

○岡田委員　ありがとうございます。

足立区でご離婚された方ですとか、そういう方も多いですし、日々の生活の中で不安なまま生活するというのは非常に苦痛もあると思います。この件数が何よりも物語っておりますし、区の問題だけじゃないと思いますが、区と東京都と国のほうと、こういうご離婚後の個人情報の保護というのは、ぜひ厚くしていただきたいなと感じました。要望をお願いします。

2点目なのですが、昨年10月の決算特別委員会でもちよつと質問させていただきました。区内事業者さんが多く所属する公共工事の設計図書等の開示なのですが、令和5年度も634 件から743 件と増えているのですが、請求者数は18 人しか増えていないということを見ると、同じ方が幾つも開示請求を行っていると思います。昨今、募集しても人がなかなか集まらないですとか、2024 年問題で労働時間がかなり減らされて、事業者さんは大変苦労されていると思います。

昨年の決算特別委員会でも質問したのですが、けれども、施設営繕部さん、また都市建設部さんが出している工事設計書、20 ページを見て分かるように、島根住区センターの電気設備工事の件が何件も何件も出ているのですけれども、東京都がやっているようなシステムをクラウド上に上げるですとか、パソコンのそういうシステムを構築して、区役所に来なくても設計図書を見られるようにしたほうがいいという質問をさせていただいたので、けれども、その後何か進捗等は進んでいますでしょうか。

○山根区政情報課長　今、岡田委員からお話がありましたこちらの工事関係の資料につきましては、例年かなりの数の請求が上がってきているところです。事業者の方々も、次

の入れですとかの参考にすること、あるいは工事の出身についてどのような形になっているのか研究されて、次の区の工事とかも安く調達ができるということもございませうので、そういうところが開示請求を経なくとも情報が取れるというふうにするべきだということについては、そのような形の考え方だということとで先日もご答弁をさせていただきました。

これにつきまして、区政情報としては公表していく、ホームページ等の技術が進んでおりますので、そちらのほうに公表して、いつでも取れるような形の環境を整えていくところが重要だというふうには考えておりますので、今どのような仕組みができるのかということについて、各所管と我々の政策経営部で検討を進めているところでございます。でき得れば今年度中には、どういうふうな形でできるかということもお示しできればというふうに考えております。

○岡田委員 ありがとうございます。

足立区は広いので、区役所に来るまでに片道 30 分、1 時間かかって、各事業者さんの労務管理、コスト削減をしてあげることが区にとつてプラスになると思いますので、よろしく願います。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、ご意見等ございませんでしょうか。
○水野委員 水野です。

私も工事設計書が例年多く開示請求されているというところで、しっかりと公表していく形がいいのかなというふうに思っております。

そのほかに、79 ページの介護保険認定調査表の開示請求のところです。これが開示請求しなくても、子どもに関しては教えられるようにしたこととで請求件数が減っております。435 件から 354 件に減ったという

ことですけれども、100 件減った割には、まだまだこれだけ開示請求があるということで、この理由はこういったところなのでしょうか。

○山根区政情報課長 今の個人情報の開示請求のところが多いのは、やはり住民票の交付の申請のところが、先ほどの住民票自体が取得されているのか、されていないのかというところについて開示請求を行いたいという方が多いというのが現状でございます。

○水野委員 分かりました。

こうやって開示請求しなくても済むようになるものが増えると本当にいいのかなと思いますので、まだお願いいたします。

以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○粉川副会長 18 ページの令和 5 年度の情報公開制度の運用状況を見る限り、非開示になっているものが今回 2 件あるということです。1 件は、もともと公開されている情報だったというものだというふうに認識しているのですけれども、もう 1 件のほう、52 ページかと思うのですけれども、ちよつと私、この説明だとよく理解ができなかったので、すみません、非開示の理由みたいなところをもうちよつと素人でも分かるように教えていただけると幸いです。

○五十嵐情報公開担当主任 区政情報課の五十嵐です。

この件については、所管課から聞いている情報としては、理由としてはこのように「第 8 条 3 号ウ」と書かせていただいているのですが、こちらの工事が不調になったためというふうに聞いております。不調になったので、本来であれば請求者に連絡して、この工事は不調になったので開示請求は出せる資料が

ないというご説明をすれば取り下げをしていただけるところだとは思うのですけれども、ご連絡がつかなかったのか、そのようなご連絡をしなかったのかというところまではちょっと分からないのですが、不調になったので対象の資料が出せないということでは非開示の決定をしたというふうに聞いております。

○粉川副会長 ありがとうございます。

不調になったというのは、工事が行われなかったということと理解していいのですか。

○五十嵐情報公開担当主任 対象の業者が決まらなかったということになります。

○勝田政策経営部長 入札が成立しなかったという形です。

○粉川副会長 了解しました。ありがとうございます。

○川合会長 では、上委員、お願いいたします。

○上委員 上です。

今年の3月25日にこの審議会で審議したのですが、105ページにいわゆる権利の濫用と思われる開示請求について審議会として3月25日に了承して、お聞きしたいことは2点あって、これは内部の手引きとかを改定して運用に入っているしやるのですかというのが1点。

それと、もし分かれば結構ですけれども、権利濫用と思われるその開示があったときに、それを適用して実際に非開示としたというようなことがもしあるのではあれば教えていただければと思うのですけれども。

以上です。

○山根区政情報課長 ありがとうございます。

こちらの運用ルールの整備につきまして、規則の改正を令和6年5月1日付で行いました。その関係で、そこからこの手引きに

ついても同様に、5月から運用をしておるところでございます。

その後、令和6年5月1日から申請のところで該当する権利の濫用を行うような申請については、まだ発生していないというところが現状ではございます。

○川合会長 その他、ご意見等ございませんでしょうか。

特にその他、ご意見、ご質問等ないようでしたら、ただいまの報告についてご了承いただけますでしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。

では、本件について了承することとしたいと思います。

6 閉 会

○川合会長 これで本日予定の案件は全て終了ということでございます。

委員の皆様におかれましては、ご審議いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、事務局より連絡事項等ありましたらお願いいたします。

○山根区政情報課長 委員の皆様、それぞれのお立場からご意見を頂きましてありがとうございます。

事務局から連絡事項が3点ございます。

まず、地下の駐車場をご利用されました委員の方々につきまして、駐車券をご用意しておりますので、必要な方は事務局までお申し出いただければと存じます。

マイナンバー関係の資料をお持ちの委員の方々につきましては、事務局までお声がけをお願いいたします。

次回の審議会ですが、開催日は12月頃を予定しております。別途通知をさせていただきますので、よろしく願います。連絡事項は以上でございます。

○川合会長　ありがとうございます。

その他特段ないようでしたら、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきますと思います。

本日もし協力いただきましてありがとうございます。
ございました。

情報公開・個人情報保護審議会 報告資料

令和7年3月24日

件名	令和5年10月16日に発覚した「平成29年度 国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託」における個人情報流出について	
所管部課名	衛生部データヘルス推進課	
内容	標記の件について、個人情報の漏えい等の重大事案として、区長定例記者会見で説明を行った。また、個人情報保護法第68条の規定に基づき、国の機関である「個人情報保護委員会」に漏えい等の報告を行った。については、足立区情報公開・個人情報保護審議会に概要を報告する。 1 事案概要 令和5年10月16日に、平成29年度当時の受託事業者である株式会社NTTワークテイングアクトProCX（以下、ProCX社という。）から、コールセンターステム事業者（NTTビジネスソリューションズ株式会社（以下、BS社という。）の元派遣社員が、区民の個人情報を不正に取得していたとの報告があり、事故が判明した。 なお、既にProCX社から、警察への捜査協力・社内での調査の結果、BS社の元派遣社員から第三者への流出は確認されなかった旨の報告を受けており、現在、正式な書面での報告を求めている。 【平成29年度 国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託 相關図】 —— = 区が認識していた契約関係 - - - = 実際の契約関係	
2 経過（令和7年3月12日時点）		
時期	経過の内容	
平成29年 9月29日 ～ 平成30年 3月31日	【業務委託】 競争入札により、ProCX社と契約締結。 電話による区民への健診受診再勧奨業務を委託。 業務のため、区からProCX社に区民の個人情報（6,999人分）を提供。 ProCX社が業務実施後、平成30年3月31日で契約期間終了。	
令和5年 10月16日	【事故判明】 ProCX社から、区民の個人情報が第三者に流出した可能性があると連絡があり、事故が判明。	

10月17日	【記者会見（委託先）】 ProCX社とBS社が記者会見を行い報道発表。
10月23日	【お詫び文発送】 送付先が確認できた一部の対象者（※）にお詫び文を送。 ※事業者から提供されたデータ（事業者が警察から捜査協力により取得したもの）と令和5年10月18日時点で足立区が保有する住民記録情報の「カナ氏名、生年月日、性別、住所・方書」が一致した方（5,308人）
	【公表】 区公式HP掲載。議会報告。報道機関情報提供。
11月8日	【公表】 あだち広報（11/10号）に掲載。配布開始。
11月22日	【記者会見（区）】 定例記者会見の冒頭で説明。
令和6年 1月31日	【逮捕】 個人情報流出させたBS社の元派遣社員が逮捕されたとの報道発表。
5月23日	【公判】 求刑・懲役3年、罰金100万円 元派遣社員が初公判で起訴内容を認め、即日結審。
7月11日	【判決】 求刑どおり有罪判決（執行猶予4年）

3 不正に持ち出された個人情報の内容

- （1）対象者（以下、すべてに該当する方）
 ア 平成29年度末の年齢が、43歳以上60歳未満で、足立区の国民健康保険に加入していた方
 イ 特定健康診査を3年間連続で未受診だった方
- （2）対象人数
 足立区民 6,999人
- （3）流出した個人情報項目（委託契約時の情報）
 被保険者氏名（漢字、カナ）、電話番号、性別、生年月日、年度末年齢、郵便番号、住所、方書

4 原因

平成29年度の事業実施において、以下の原因があった。

- （1）【契約前】情報公開・個人情報保護審議会（以下、審議会という。）への諮問手続きの漏れ

本事業については平成20年9月26日に区民部医療制度改革課が審議会へ諮問し、了承を得ていたが、受託者との個人情報の授受は紙ベースで行うことが前提であった（「国民健康保険特定健診における受診勧奨者への訪問指導事業の業務委託について」（諮問番号132号））。その後、区民部において個人情報をUSBメモリに保存して受託者へ提供する方法に変更したが、審議会へ諮問していなかった。

また、本事業は平成29年度に区民部から衛生部データヘルス推進課

に移管されたが、平成 29 年度の契約請求前に、データヘルス推進課において審議会への諮問の有無の確認を怠り、媒体変更に係る諮問手続きが漏れたままとなってしまった。

(2) 【事業実施前】個人情報の取扱状況・再委託先有無の未把握

事業実施前に、受託者と個人情報の取扱いについての協議を行っておらず、個人情報の取扱状況、再委託先の有無を把握していなかった。

(3) 【事業実施時】委託事業実施時の管理監督不足

事業実施時において、実際に受託者がどのように個人情報を取り扱っているかを確認しておらず、実質的な管理監督ができていなかった。

<参考>

(1) 【ProCX 社】再委託に関する誤認及び未報告

受託業務において、BS 社のコールセンターシステムを利用し、個人情報を取扱っていたが、ProCX 社はシステムサービスの利用であることから、再委託に当たらないと誤認していた。

また、誤認により、区に対して本来行うべき再委託の報告がなかった。

(2) 【ProCX 社】再委託先の管理不足

ProCX 社と BS 社の間の契約で個人情報の取扱いに関する安全管理措置の実施状況を確認するための取り決めが明記されておらず、ProCX 社は BS 社における個人情報の取扱状況を適切に把握していなかった。

(3) 【BS 社】安全管理措置の不備

BS 社において、元派遣社員による規程に従わない USB メモリのシステム保守拠点での利用や私物 USB メモリの保守端末等への接続及び書き出し等が行える状況であり、個人情報の漏洩等を防止するための措置が不十分であった。

5 再発防止策

令和 5 年度の事業実施からは、以下の対策を行うこととした。

(1) 【契約前】個人情報保護評価委員会（以下、PPAC という。）への諮問

令和 5 年度に、本事業について PPAC への諮問手続きを行った。なお、本事業は平成 31 年度に「電話による御奨」から「通知による御奨」へと事業実施方法を変更した結果、過去の審議会で了承されている「特定健診受診券の印刷業務委託について（諮問番号 316 号）」と類似する案件であり、区政情報課において安全管理措置を確認できたため PPAC の評価は不要との判断になった。

(2) 【事業実施前】個人情報の取扱状況・再委託先有無の把握

事業実施前に、受託者と協議して個人情報の取扱いについての業務フローを整理し、個人情報の取扱状況及び再委託の有無を把握する運用に変更した。

(3) 【事業実施時】実地検査による個人情報取扱状況の管理監督

事業実施時に、受託者の個人情報の取扱状況を確認するため、年 1 回以上の実地検査を実施し、不適切な状況があった場合は是正指導を行い、適切に管理監督する運用に変更した。

<参考>

(1) 【ProCX 社】再委託に関する認識の訂正

	BS 社との関係において、業務面での関係性ではシステムサービス利用契約であったとしても、個人情報保護法の個人情報の取扱いという観点で委託関係に該当するという認識に変更した。 (2) 【ProCX 社】再委託先の管理 個人情報の取扱いに関する覚書を締結し、BS 社への立入検査や報告要求の権限を明記した。また、一部の場合（トラブル発生時等）を除き、BS 社が個人情報を取扱うことを禁止した。 (3) 【BS 社】安全管理措置の強化 物理的安全管理措置（保守拠点での USB メモリへの書き出しを不可にする等）や技術的安全管理措置（保守作業端末への個人情報のダウンロードを不可にする等）を強化し、個人情報の不正な取り扱いが検知できるように体制を変更した。 6 今後の対応 (1) 報告書の受領 ProCX 社から、警察への捜査協力・社内での調査の結果、BS 社の元派遣社員から第三者への流出は確認されなかった旨の正式な報告書を受領する。 (2) 合意書の締結 区が被った損害（本事案にかかった経費）の清算等に関する合意書の締結を行う。
--	--

区政情報開示請求に対する却下決定の報告

足立区情報公開条例施行規則第2条の2に基づく却下決定を行ったため、同規則第2条の3に基づき報告する。

1 却下決定の状況

	請求日	決定日	却下の理由	根拠条文
1	令和6年11月6日	令和6年12月4日	平成26年度から令和5年度までに行った区政情報の開示請求について、開示を受けず、これらの開示に要する経費について支払わないことを繰り返しており、これらの経費は未だ支払われていない。 そのため、当該請求は、足立区情報公開条例に定める開示請求の権利を濫用しているものであり、開示には応じられない。	・足立区情報公開条例第5条 ・足立区情報公開条例施行規則第2条の2第1項第2号
2	令和6年11月14日	令和6年12月12日	平成26年度から令和5年度までに行った区政情報の開示請求について、開示を受けず、これらの開示に要する経費について支払わないことを繰り返しており、これらの経費は未だ支払われていない。 そのため、当該請求は、足立区情報公開条例に定める開示請求の権利を濫用しているものであり、開示には応じられない。	・足立区情報公開条例第5条 ・足立区情報公開条例施行規則第2条の2第1項第2号

	請求日	決定日	却下の理由	根拠条文
3	令和6年11月18日	令和6年12月12日	平成26年度から令和5年度までに行った区政情報の開示請求について、開示を受けず、これらの開示に要する経費について支払わないことを繰り返しており、これらの経費は未だ支払われていない。 そのため、当該請求は、足立区情報公開条例に定める開示請求の権利を濫用しているものであり、開示には応じられない。	・足立区情報公開条例第5条 ・足立区情報公開条例施行規則 第2条の2第1項第2号

2 根拠規定

(1) 足立区情報公開条例

【第5条（利用者の責務）】

この条例の規定に基づき、区政情報の開示を受けようとする者は、この条例の目的に即して区政情報の開示を求める権利を適正に行使するとともに、その権利の行使によって得た情報を適正に使用しなければならない。

(2) 足立区情報公開条例施行規則

【第2条の2（開示請求の却下）】

1 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示請求を却下することができる。

一 省略

二 請求者が当該開示請求より前に開示請求を行い、正当な理由なく条例第13条第2項が定める期間内に開示を受けず、かつ、当該開示の実施に要する費用の納付をしないことを繰り返したとき。

三～五 省略

2 前項の規定による開示請求の却下は、条例第11条第1項に規定する全部不開示の決定により行う。

「足立区個人情報保護評価委員会（PPAC）」の実施状況の報告

標記の件について、以下のとおり報告する。

1 開催日

令和6年度 第3回：令和6年 6月20日
 令和6年度 第4回：不開催
 令和6年度 第5回：不開催
 令和6年度 第6回：令和6年 9月20日
 令和6年度 第7回：令和6年10月21日
 令和6年度 第8回：令和6年11月20日
 令和6年度 第9回：令和6年12月19日
 令和6年度 第10回：令和7年 1月28日

2 具体的な評価方法

担当所管課が作成した「業務委託安全管理シート」の内容について、「PPAC評価シート」を用いて安全管理措置が十分であるか事前に点検・確認し、評価する。

3 評価結果

別紙1「足立区個人情報保護評価委員会 評価結果一覧」のとお

4 委員構成

委員長	政策経営部長
副委員長	ガバナンス担当部長
委員	ICT戦略推進担当課長 情報システム課長
専門アドバイザー	弁護士 東京電機大学准教授（情報システム分野） 東海大学准教授（通信ネットワーク分野）
事務局	区政情報課

足立区個人情報保護評価委員会 評価結果一覧

【別紙1】

【評価の基準】安全管理措置が十分であり原案通り採用 = A
 改善することにより安全管理措置が十分 = B
 安全管理措置に致命的な欠陥があり再検討する必要がある = C

令和6年度第3回：令和6年6月20日					
評価番号	件名	担当課	委託等内容	主な意見等事項	評価
2024-013	足立区キャッシュレス決済還元事業 業務委託	産業振興課	各キャッシュレス事業者から 取得した店舗情報と、企業デ ータを集積している会社から 取得した企業情報を突合し、 キャンペーンの対象店舗を選 定する。また、事業周知、キ ャンペーン参加者からの問い 合わせに対応する。	事業者によって使用するクラウドサービス が異なるのであれば、それぞれセキュリテ ィ上の要件を満たしているのかどうかを確認 してほしい。特にコールセンターと受託者の 間で使用するものについてはよく確認する ようお願いしたい。	A
2024-014	放置自転車システム新規導入業務委 託・電子計算機保守点検委託（放置 自転車システム）	交通対策課	クラウドを採用した放置自転 車管理システムの導入、個人 情報を含むのデータ移行を行 う。	なし	A
2024-015	放置自転車対策業務委託、総合自転 車対策業務委託	交通対策課	区内の放置自転車について警 告・撤去を行う。また、移送 所において放置自転車の保 管・返還を行う。	紙の申請書について、いつ、誰が受け取った のか、誰が持ち出したのかが確認できるよ う、記録することを検討してほしい。	A

2024-016	若者向け短期就労体験・就労支援事業委託	医療介護連携課	若年者を対象とした区内の介護保険事業者における就労体験・就労支援事業を委託する。	—	—
【2024-016 の評価について】 区政情報課にて安全管理措置が十分であると確認したため、足立区個人情報保護評価委員会の評価を必要としないこととする。					

令和6年度第4回：不開催					
評価番号	件名	担当課	委託等内容	主な意見等事項	評価
2024-017	足立区認知症検診推進事業（足立区伴走支援制度）	高齢者地域包括ケア推進課	伴走支援制度業務委託先の担当訪問看護ステーションと足立区医師会の間で、課題となっている伴走支援対象者への迅速な対応を実現するため、関係書類送付前の連絡ツール（一報）としてMCS（メディカルケアステーション）を導入する。	—	—
【2024-017 の評価について】 区政情報課にて安全管理措置が十分であると確認したため、足立区個人情報保護評価委員会の評価を必要としないこととする。					

令和6年度第6回：令和6年9月20日

評価番号	件名	担当課	委託等内容	主な意見等事項	評価
2024-018	避難行動要支援者管理システムの再構築・保守	福祉管理課	ガバメントクラウドであるAWSのクラウドサービス上に避難行動要支援者管理システムを再構築し、現行システムから新システムへ要支援者情報を抽出し移行する。また、区の標準化対応に伴い、ガバメントクラウドであるAWSのクラウドサービス上に構築される各基幹システム（住基システム等）とのシステム連携を行う。新システム導入後、システムの保守・点検を行う。	・委託先の条件をプライバシーマークのみに絞ることは妥当でなく、ISMSの取得は求めるべきである。	A
2024-019	画面動作解析ツール「プレボス」の試行について	教育指導課	学校で撮影した児童の競技等の動画をクラウド内の「プレボス」のサーバに保管する。保存ユーザー情報等は自社内のサーバに保管する。	・ISMAPに登録されたAWSを使用しているが、ISMAP上にSaaSのサービスがあったとしても、ISMAP相当の安全性があるわけではないことを意識した方が良い。 ・パスワードを利用者に伝える際、他の児童への流出等の注意が必要。 ・組織的安全管理措置は、ISMSは取得している方が望ましい。	A

令和6年度第7回：令和6年10月21日					
評価番号	件名	担当課	委託等内容	主な意見等事項	評価
2024-020	生活保護法の医療扶助における医薬品の適正使用の推進のためのレセプト点検及び指導対象者の選定等業務委託	生活支援推進課	診療情報明細書（レセプト）の点検等を委託する。 診療情報明細書（レセプト）から基準に該当する者の機械的な抽出・指導対象となり得る者の選定及び、必要に応じた主治医への処方根拠等の確認を行う。 機械的に抽出された者及び指導対象者をリストに搭載し、成果物として委託元に提出する。	ログの取得について安全管理シートに記載がないため、追記が必要である。	A

令和6年度第8回：令和6年11月20日					
評価番号	件名	担当課	委託等内容	主な意見等事項	評価
2024-021	マイナンバーカードの電子証明書関連事務委託	戸籍住民課	令和7年度のマイナンバーカードの電子証明証書の発行・更新事務を郵便局へ委託する。	—	—
2024-022	個人番号カード交付関連業務委託	戸籍住民課	個人番号カード等の交付に必要な処理について、新たに電子証明書更新予約システム及びコールセンターを設置を委託を追加する。	—	—

2024-023	臨時給付金支給事務委託	生活・暮らし臨時給付金担当課	電力・ガス・食料品等の物価高騰対策の臨時給付金支給に係る通知書の印刷・封入封緘・発送、給付データの作成等の事務を委託する。	個人情報の移動時の安全管理措置において、委託事業者と再委託先事業者間のデータ移動を IP-VPN に限定することは厳しいため、委託事業者と再委託先事業者では第三者が閲覧できないよう通信の暗号化がされていることが確認できる記述で安全管理措置としては十分である。 事業スキームにおいて、システム保守を行う再委託先事業者がシステム入力やオンライン申請の画面にアクセス可能なため、再委託先事業者が不必要なアクセスがないような形での管理を徹底するように、仕様書に記載ください。	A
2024-024	就学相談システム新規導入業務委託	支援管理課	令和7年度のシステム標準化・共通化に合わせ、就学相談システムのガバメントクラウド上での開発、保守・点検等を委託する。	事業概要書の案件名にある「就学相談システム」と、安全管理シートにある「学校保健統計システム」について、資料全体での表記を統一ください。 場面ごとの物理的・技術的安全管理措置について当該児童・生徒が私立・他自治体に移動した場合であってもガバメントクラウド上の就学相談情報は卒業の年齢まで保持する点について追記ください。	A
【2024-021 から 2024-022 の評価について】 区政情報課にて安全管理措置が十分であると確認したため、足立区個人情報保護評価委員会の評価を必要としないこととする。					

令和6年度第9回：令和6年12月19日					
評価番号	件名	担当課	委託等内容	主な意見等事項	評価
2024-025	足立区環境学習施設運営委託における環境意識啓発講座のオンライン申込への対応	環境政策課	足立区環境学習施設運営委託における、環境意識啓発講座の窓口、電話、FAX、インターネット等で講座の申し込みの受け付けを委託する。インターネット受付は「Google フォーム」を使用し、講座ごとにオンライン申込の受付フォームを作成する。	なし	A
2024-026	通知書・封筒等作成、出力、及び封入封緘委託（長期継続契約）	介護保険課	65歳以上の介護保険被保険者に対する保険料の決定通知書および滞納者に対する督促状、催告書の発送にかかる、以下の業務を委託する。 1 介護保険料の決定通知書、納付書、督促状、催告書の印字 2 封入封緘及び発送業務 3 帳票、封筒類の作成	業務委託安全管理シート 外的環境の把握 AWS以外のクラウドサービスを使用する可能性があるのであれば、安全管理措置上の条件が変わる可能性があるため、AWS以外を使用する場合はISMAP登録を求めるよう併記する等、AWSと同等の安全管理措置を満たせるような記載としてください。	A

令和6年度第10回：令和7年1月28日

評価番号	件名	担当課	委託等内容	主な意見等事項	評価
2024-027	三者間通訳委託	感染症対策課	東京都が契約し、足立区が利用している外国人結核等患者に対する入院勧告や就業制限等の専門的な内容を説明する際の医療専門の三者間通訳を、当該通訳者が年度途中で利用上限に到達した場合に備え別途契約する。	●紙のメモはシュレッダーにより破棄すること、外部のフリーランスの通訳者も社員と同様に振る舞い、個人情報を守る場所で勤務する旨を委託の契約に明記し、想定通りに実施されるよう徹底ください。 ●複数の自治体の委託を一社で受けた場合、足立区の担当者以外は個人情報にアクセスできないことを、所管で確認してください。 ●年度替わりに事業者が変更する可能性があるため、現地確認等のチェック体制を整えてください。 ●システム上にメモを保管する場合、音声だけでなくメモのデータも契約終了後削除する必要があります。 ●アクセスログの定期確認の記載が安全管理シートにない点について、確認は推奨されますが、今の記載のままだでも問題はありません。 ●AWSとの通信時の措置の記載がない点について、AWSへのデータ送信は基本的にHTTPS暗号化されること、データはストレージ上に保存するだけとのことから、現行の記載で十分です。	A

2024-028	xID(クロスアイディ) (SmartPOST) サービス利用委託	ICT 戦略推進担当課	マイナンバーカードの JPKI を活用した電子通知サービスを導入する。電子通知は xID アプリを利用する。	●委託先が、マイナンバーを一部であっても取得はしないこと、マイナンバー保護法を確実に順守することを契約に載せることが推奨されます。 また、現在は ID をマイナンバーから生成していないことを資料等で確認してください。 ●xID 側に保管される個人情報削除ができないのであれば、契約終了後も xID に残っている部分については安全管理措置を義務付ける対応が必要です。 ●個人情報の廃棄について、xID からの利用者への通知や足立区から送信した情報を確実に削除できるよう、委託先に確認し、契約の中で仕様書に加えるよう、再度具体的に検討してください。	A
2024-029	タレントマネジメントシステム・マッチングシステム導入にかかる業務委託	人事課	人事関連業務を一元管理を行えるタレントマネジメントシステム及び同システムに蓄積させた人材情報を活用し最適な人事配置、人材育成を行うタレントマッチングシステムの導入をする。	●委託する個人情報を統計情報や匿名加工情報の作成、AI の学習等目的外利用されないよう、安全管理措置を確実に果たせるようにしてください。 ●機微な情報を扱うため、事業者または職員であっても不正に情報にアクセスをしないよう、アクセスログの定期確認が必要です。	A

2024-030	令和6年度:足立区立小学校における医療的ケア児支援事業 令和7年度:足立区立保育園・足立区立小中学校における医療的ケア児支援事業	支援管理課	令和6年度:区立小学校において区の対応する医療的ケアの実施を委託する。 令和7年度:上記の実施及び区立小学校において土曜・校外(宿泊除く)で区の対応する医療的ケアの実施、及び区立保育園(指定園5園)において区の対応する医療的ケアの実施を委託する。	—	—
2024-031	紙文書の電子化業務委託	総務課	文書庫に保管している紙の永年文書について、紙文書のスキヤニング及び電子データの名付け作業を委託する。	—	—
【2024-030 から 2024-031 の評価について】 区政情報課にて安全管理措置が十分であると確認したため、足立区個人情報保護評価委員会の評価を必要としないこととする。					

特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検の報告

標記の内容について、以下のとおり報告する。

1 対象事務及び担当課

	対象事務	担当課	第三者点検日	変更後の評価書公表日
1	国民健康保険に関する事務	国民健康保険課	令和6年10月31日	令和6年12月13日
2	地方税に関する事務	課税課・納税課	同上	同上
3	新型インフルエンザ等対策特別措置法による 予防接種の実施に関する事務	感染症対策課	令和7年2月19日	令和7年2月21日
4	予防接種事務	保健予防課	同上	令和7年2月25日
5	住民基本台帳に関する事務	戸籍住民課	同上	同上

2 再実施の理由

システム標準化及びガバメントクラウドへの移行に伴う特定個人情報保護評価の再実施

3 主な変更箇所

- (1) II 特定個人情報ファイルの概要
ガバメントクラウドにおける措置を追加
- (2) III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
システム標準化及びガバメントクラウドへの移行に伴う記載内容の修正
- (3) IV その他のリスク対策
ガバメントクラウドにおける措置を追加

4 点検結果

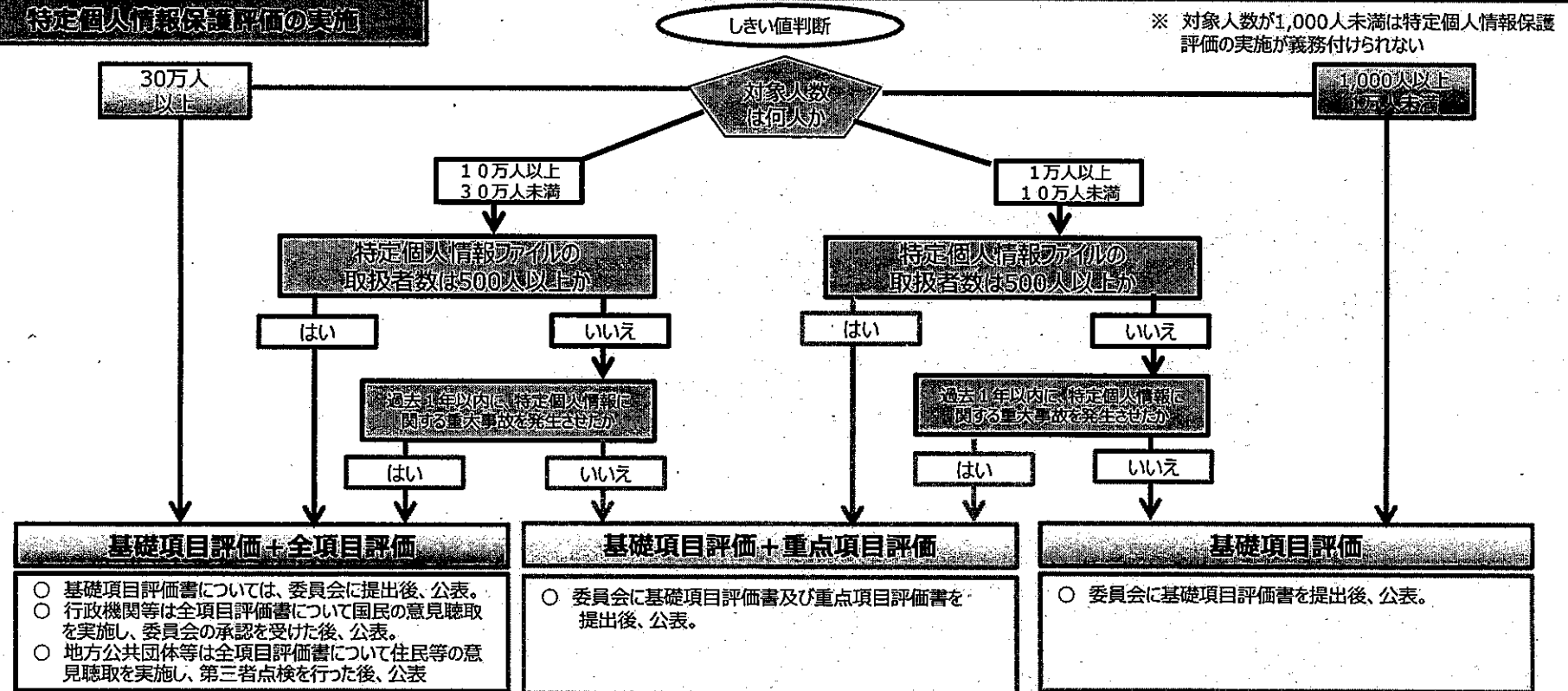
適切な安全管理措置が講じられていることを確認した。

特定個人情報保護評価の実施手続

特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する。
- 特定個人情報保護評価書を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）へ提出する際に、併せて提出する。特定個人情報保護評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施



実施後に必要となる手続

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、特定個人情報保護評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
- 一定期間（5年）経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

全項目評価

記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - 1. 特定個人情報ファイル名
 - 2. 特定個人情報の入手
（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転
（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
 - 1. 監査 2. 従業員に対する教育・啓発
 - 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続

全項目評価実施フロー

